

市役所からのお知らせ

認定司法書士無料相談会

予約・問合せ先 ☎ 総務課行政係
☎ 内線 321

法務大臣の認定を受けた認定司法書士が身近な法律家として市民に貢献するため、次の通り相談会を実施します。相談する人は、事前に電話で予約してください。

【日時】 9月13日(木)

午後1時～4時30分

【場所】 市役所3階小会議室

【主催】 長崎県司法書士会

松浦市奨学生(後期)募集

申込・問合せ先 ☎ 教育委員会庶務課

☎ 内線 345

【資格】

- ①本市に住所を有する人の子など
- ②高等学校以上の学校に在学中で、学校長(学長)から推薦された人
- ③経済的に困っている人

【貸与金額(月額)】

高等学校 ☎ 1万5千円

大学・短大・専修学校 ☎ 3万円

【申込期限】 9月21日(金)

*ほかの奨学金、就学一時金との重複貸与はできません。

食生活改善推進員養成講座

問合せ先 ☎ 健康ほけん課健康推進係
☎ 内線 129

地域ボランティアとして、健康づくりや食育の普及活動をしている、「食生活改善推進員」を養成する講座です。

あなたとご家族、そして地域のために、健康づくりの知識と調理などを、仲間と一緒に学びませんか。

※男性の受講生も募集しています。

【日時】 10月30日(火)、11月16日(金)、12月7日(金)、平成25年1月23日(水)、2月15日(金)、3月14日(木)

※全6回、午前10時～午後3時

【場所】 市保健センター

【内容】 健康に関する講義、調理実習など

【対象者】 食を通じた健康づくりに関心があり、講座終了後に食生活改善推進員として活動できる人

【募集人員】 15人程度

【費用】 調理実習1回につき2000円

【申込期限】 9月27日(木)

【申込・問合せ先】

健康ほけん課健康推進係

福島保健センター

☎ 0955-41-3005

☎ 0955-48-3111

☎ 0955-48-3111

☎ 0955-48-3111

☎ 0955-48-3111

☎ 0955-48-3111

☎ 0955-48-3111

☎ 0955-48-3111

☎ 0955-48-3111

『脳健康教室』学習者および学習サポーター募集

脳機能の研究により、簡単な読み書き・計算を継続的に学習することで、認知症予防に効果があることが明らかになってきており、市ではその成果を踏まえ、10月から「脳健康教室」を開催します。

教室内容は、週1回(30分程度)学習サポーターの助言などを得ながら、教材を使ってごく簡単な読み書き・計算を学習するというものです。お気軽にご参加ください。

また、この教室で学習者への学習支援を行うボランティアスタッフ「学習サポーター」も募集します。

	学習者	学習サポーター
対象者	市内居住の65歳以上の人(要介護認定を受けている人を除く)で、毎週1回の教室への参加と毎日10分程度の自宅学習が可能な人	おおむね65歳までの市民で、高齢者の心身の健康増進に理解のある人 ただし、事前に各1回行う研修会および学習者説明会に参加可能な人
定員	松浦：35人(志佐会場：20人、今福会場：15人)、 福島：10人、鷹島：10人 ※定員を超えた場合は抽選になります。	松浦：10人程度 福島：5人程度、鷹島：5人程度 ※定員を超えた場合は抽選になります。
日時	平成24年10月から平成25年3月まで (志佐会場…毎週水曜日、今福会場…毎週木曜日、鷹島・福島…毎週火曜日) 午前9時30分から11時30分まで(学習者はそのうち30分程度)	
場所	松浦：きらきら21(志佐会場)、東部交流センター(今福会場) 福島：福島保健センター、鷹島：鷹島支所2階	
費用	月額2,200円(教材代…学習者の負担となります)	
謝礼	1回あたり1,000円(学習サポーターに市から支払います)	
申込期限	9月3日(月)～9月24日(月)	
申込・問合せ先	松浦：健康ほけん課介護保険係 ☎ 内線 145 福島：福島保健センター ☎ 0955-41-3005、鷹島：鷹島支所 ☎ 0955-48-3111 内線 15	

「原子力防災に係る長崎県民の安全確保に関する協定」を締結

○問合せ先 総務課消防交通係 ☎内線 320

長崎県、松浦市および佐世保市、平戸市、壱岐市と九州電力株式会社の6者による原子力安全協定を6月9日、長崎県庁で締結しました。協定の内容は次の通りです。

【全文】

長崎県（以下「甲」という。）及び松浦市（以下「乙」という。）並びに佐世保市、平戸市、壱岐市（以下「丙」という。）は、地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進し、一体となって長崎県民（以下「県民」という。）の安全及び安心を確保することを目的に、九州電力株式会社（以下「丁」という。）と玄海原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る協定を次のとおり締結する。

（関係法令の遵守等）

第1条 丁は、発電所の保守運営に当たっては、周辺環境の保全に配慮するとともに、関係法令及びこの協定を遵守し、県民の安全及び安心を確保するために万全を期するものとする。

2 丁は、発電所の保守運営に当たっては、発電所職員等に対する教育訓練の徹底を図ること等により、安全管理体制の強化に努めるものとする。

（情報連絡の内容及び時期）

第2条 丁は、次に掲げる非常時の場合は、甲及び乙並びに丙に対し、当該事象の発生後直ちに、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。

(1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合。

(2) 原災法第15条第1項各号に掲げる場合。

2 丁は、次に掲げる異常時の場合は、甲及び乙並びに丙に対し、当該事象の発生後直ちに連絡するものとする。

(1) 原子炉の運転中又は停止中（定期検査等の計画停止を含む。）に原子炉施設の故障があったとき。

(2) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

(3) 発電所敷地内において火災が発生したとき。

(4) 放射線業務従事者その他の者の放射線による被ばくが、法令に定める線量限度を超えたとき又は基準以下の放射線による被ばくであっても被ばく者に対して特別な措置を行ったとき。

(5) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外に漏れいし、一時的に管理区域の設定をしたとき。

(6) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。

(7) その他緊急事態が発生したとき。

3 丁は、甲に対し、別に定めるところにより、平常時の情報提供を行うものとする。

4 甲は、前記第3項の平常時の情報提供を受けた場合は、乙及び丙に対し、速やかにその内容を連絡するものとする。



（連絡の方法）

第3条 前条に定める丁の非常時及び異常時の連絡については、電子メール及び電話等をもって行う。

（事前説明）

第4条 丁は、甲及び乙に対し、別に定めるところにより、事前説明を行うものとする。なお、甲及び乙と丁は、相互に意見を述べるができるものとする。

2 甲は、前記第1項の事前説明を受けた場合は、丙に対し、速やかにその内容を連絡するものとする。

（立入検査）

第5条 甲は、原災法の施行に必要な限度において、その職員を発電所に立入検査させることができるものとする。

2 甲は第1項の規定により立入検査を行う場合は、乙及び丙に対し、事前に通報するとともに、その結果を連絡するものとする。

（損害の補償）

第6条 丁は、県民に対し、発電所の運転等により原子力損害を与えた場合は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき、速やかに補償するものとする。

（協定の改定）

第7条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲、丁いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲及び丁は、誠意をもって協議に応ずるものとする。

2 乙及び丙は、甲を通じて改定を申し出ることができる。

（覚書）

第8条 この協定の施行に必要な事項については、甲、丁協議のうえ、別に覚書を交換するものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたときは、甲、丁協議して定めるものとする。

2 乙及び丙は、甲を通じて協議を申し出ることができる。

この協定の締結を証するため、この協定書6通を作成し、甲、乙、丙及び丁において記名押印のうえ、当事者各1通を保有する。